

じゃおクラブ

臨時総会議案書

開催日時：2022年1月23日（日） 13：30～15：00 オンライン開催

オンライン方式により議案の説明および質疑応答を行いますので、是非ご参加ください。議決権行使の方法等の詳細内容は別途Eメール等でご案内いたしますので、ご確認ください。

臨時総会開催の経緯

昨年1月に実施したアンケート調査や昨年5月に実施した第30回通常総会において、じゃおクラブ本部（運営委員会が主に担当）の運営・活動について様々な意見を頂戴いたしました。

じゃおクラブも設立30年を迎えて、活動の中心はかなり前から地域じゃおに移行して定着しております。コロナ禍により、本部の活動には制約が生じこの変化は今後も継続すると思われれます。また、この数年は運営委員のなり手があまりなく、各地域じゃおにおいて推薦に苦勞しているとも聞いております。さらには、会計面では繰越金が年々膨らんでいくという指摘もあり、本部の活動を見直す良い機会だと考えました。併せて、新入会員募集時に高いという指摘を受けている年会費についても見直す機会だと考えています。

これまでの経緯としては、まずは予算の費目（活動）ごとの経費を確認して、その活動の費用対効果がどうであるか、今後継続する必要があるかないか、継続するにしても経費は削減できないか等を運営委員会において検討し、その結論を各地域じゃおに持ち帰ってもらい、世話役会等で議論いただきました。地域じゃおおよび運営委員会において大筋合意できた内容を、会則第31条（活動計画および収支予算）に則り総会において最終決定し、来期からじゃおクラブの運営・活動に反映させたいと考え、会則第15条第3項（臨時総会の開催）に則り臨時総会を開催することに致しました。

第1号議案 じゃおクラブ本部の運営・活動の見直しについて

①. 本部主催の活動の縮小について

つぎの本部主催の活動については今後は実施しないこととします。

- ・ じゃおサロン（付随する健康体操、サロン後の懇親会も含む）
- ・ 通常総会時の特別公演

（理由）参加者が少ないので費用対効果は限られている。講師選定についての運営委員の負担が大きい。

本部経費の削減および業務の効率化を図る。

②. 通常総会の開催方法・議案書について

- ・ 通常総会は原則オルタ館で開催し、総会終了後は懇親会を行います。
- ・ 総会議案書の印刷・製本は行わず、Eグループ会員にはPDFファイルをEメールで送付し、非Eグループ会員には地域じゃおがコピー等を配布して情報提供を行うこととします。

（理由）本部経費の削減。

③. オルタ館の執務スペースの廃止について

現在、オルタ館にある執務スペースを2022年3月末で返却します。（注：執務スペースを返却した後も生活クラブ生協（オルタ館）との関係は今までどおり継続します。）

(理由) 殆ど使われていないので経費の無駄遣いの解消。本部経費の削減。

*会則の関連規定の改訂

現行 (会則)	改訂案(会則)
(事務所の所在地) 第2条 本会は、事務所を生活クラブ生活協同組合・神奈川オルタナティブ生活館内に置く。	(所在地) 第2条 本会の住所は、生活クラブ生活協同組合・神奈川オルタナティブ生活館内とする。 2022年4月1日改訂

(改訂部分は太字表記)

④. 本部から地域じゃおへの移管する業務について

じゃおニュース・予定表の非 E グループ会員への配布、総会議案書の印刷廃止に伴い非 E グループ会員へのコピーの配布等の業務は地域じゃおに移管します。経費は地域じゃおの負担とし本部からの補填は行わないこととします。

(理由) 業務の効率化。本部経費の削減。

第2号議案 第1号議案に関連した会計関連の改定

①. 会費の改定および会計に関する規約の改訂

上記第1号議案①から④が承認されると本部の予算はかなり縮小できますので、年会費を4000円に改定することを提案します。なお、地域じゃおへの活動費の配分は3000円のまま据え置きます。

*関連規定の改訂

現行 (会計に関する規約)	改訂案 (会計に関する規約)
第1条「じゃおクラブ」会則6条(入会)にもとづき、年会費を以下に定める。 年会費：6000円(月500円) ただし、活動年度途中に入会する場合は、その活動年度の残りの月数に500円を乗じた金額を年会費として納めるものとする。(後略) 第2条「地域じゃお」への活動費として、地域じゃお会員に年会費の半額相当額を配分する。 (中略) なお、7月以降に入会した会員の会費はその半額相当額を次の期に地域じゃお会員に配分するものとする。	第1条「じゃおクラブ」会則6条(入会)にもとづき、年会費を以下に定める。 年会費： 4000円 ただし、活動年度途中に入会する場合は、その活動年度の残りの月数に 300円 を乗じた金額を年会費として納めるものとする。(後略) 第2条「地域じゃお」へ活動費として、地域じゃお会員 1人当たり3000円 を配分する。 (中略) なお、 活動年度途中 に入会した会員の会費はその 3分の2 相当額を次の期に「 地域じゃお 」へ配分するものとする。 2022年4月1日改訂

(改訂部分は太字表記)

②. 繰越金の取り扱い

今年度末の繰越金見込額は予算案によると424,779円となっていますが、将来的な物価変動、会員減少、また予期せぬ支出発生などのリスクを考慮し、当面地域じゃおへの分配や会費の一時的な値下げ・無料化は行わずに、本部会計の予備費として据え置くこととします。

以上